

事業所における 犯罪の起きにくい
安全で安心なまちづくり
自主活動アシストブック



無理なく・気長に・安全に

愛媛県警察本部



目 次



第1	活動を始めましょう	P1
第2	どのような活動	P1
第3	基本的な心構え	P1
第4	具体的な取り組み	P2
1	広報・啓発活動	P2
2	ボランティア活動への支援等	P3
3	安全・安心に配慮した環境づくり等	P4
4	特異事案等の警察への通報	P5
第5	自主活動チェックシート	P6
(付録) 警察機関一覧表			

【発行にあたって】

去る平成23年10月17日、警察本部において、愛媛県警察と経済団体の愛媛県商工会議所連合会、愛媛県商工会連合会、愛媛県中小企業団体中央会の4者による、「犯罪の起きにくい社会づくりの推進に関する協定」を締結しました。

この協定は、警察と経済団体の4者が、相互理解と高い信頼関係に基づき、協力・連携して、安全・安心に関するネットワークを構築し、広報・啓発活動の拡充やボランティア活動への参画と支援の促進、安全・安心に配慮した環境づくりなどを推進して、防犯、交通安全、少年の健全育成及び暴力団排除に資する活動を行い、犯罪の起きにくい社会を実現することを目的としています。



本冊子は、協定で締結した事項を基に、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりに向けた自主活動の推進要領を、解説と事例を交えてまとめています。これを参考に、それぞれの事業所の実情に応じて創意工夫を凝らした取り組みを進めていただきますとともに、ご協力をお願いします。

第1 活動を始めましょう

近年、犯罪の認知件数（刑法犯認知件数）は減少傾向にありますが、長引く経済不況を背景に犯罪は複雑・多様化している上、高齢者、子ども、女性を狙った悪質な犯罪や凶悪犯罪、乗り物盗・空き巣などの身近なところで発生する犯罪が後を絶たず、また、地域社会では、犯罪防止に大きな役割を果たしていた人々の連帯感や絆が弱くなるとともに規範意識の低下が叫ばれるなど、むしろ犯罪が増加する環境にあると言えます。

このような状況に対応するため、警察では、「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進していますが、この取組みは、事業者、行政、地域、関係機関・団体などの様々な主体が連携して安全・安心の輪を広げ、社会全体の取り組みとすることが重要です。

中でも事業者の方々は、現役世代で構成され社会経済を支えている点において、「犯罪の起きにくい社会づくり」の大きな推進力となることから、企業市民の立場で地域への社会貢献活動として、積極的な取り組みをお願いします。



第2 どのような活動

犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりに向けた活動は、

- ◎ 広報・啓発活動
- ◎ ボランティア活動への支援等
- ◎ 安全・安心に配慮した環境づくり等
- ◎ 特異事案等の警察への通報

などが考えられます。この活動は、法律等に基づく義務的なものではなく、地域社会の安全に貢献する自主活動です。



第3 基本的な心構え

1 無理なく

業務に支障のない範囲で、できることからはじめてください。

2 気長に

活動の効果は、すぐには現れません。地道に活動を継続していくことで、安全・安心の輪が広がり、犯罪の起きにくい環境がつくられていきます。

3 安全に

危険な場面に飛び込む必要はありません。犯罪に巻き込まれたり事故にあったり怪我をしないよう、無理をせず、何より安全を優先してください。

第4 具体的な取組み

1 広報・啓発活動

社内報その他あらゆる広報媒体を活用して、防犯、交通安全、少年非行防止及び暴力団排除等の安全・安心に関する情報発信活動をしましょう。

「県民への安全・安心に関するアンケート※」では、警察が強化すべき活動について、パトロール、身近な犯罪の検挙に次いで「犯罪予防や情報提供活動」という意見が多く出されました。

安全・安心に関する情報発信は、犯罪や事故の予防や意識啓発に有効ですが、より多くの県民の皆さんに情報を伝えるためには、警察と社会の各分野とのネットワークを構築して情報提供先を広げる必要があります。

そのため、警察と業界との連携により、警察が提供する安全・安心情報を、各事業所から地域や顧客、就業者、その家族などへ幅広く情報発信していただくようお願いいたします。

※「県民への安全・安心に関するアンケート」

平成22年12月末～平成23年1月初旬に、県民約2,000人を対象に実施



【警察等から提供された安全・安心に関する情報の発信】

- ① 社内報、社内回覧板・掲示板、会報、広報紙（誌）への掲載
- ② メールマガジンへの掲載
- ③ ホームページへの掲載
- ④ 事業所や店舗などへのポスター、のぼり旗
横断幕、懸垂幕、看板の掲示
- ⑤ 事業所が管理（運営）する電光表示板への表示
- ⑥ 事業所や店舗などにおけるビラ、チラシの配布・掲出
- ⑦ 来訪者や顧客に対する防犯・交通安全グッズやチラシ等の配布
- ⑧ 社内放送、店内放送の実施
- ⑨ ポスター、のぼり旗、横断幕、懸垂幕、看板、
ビラ、チラシ等の作成、関係機関等への配布
- ⑩ 自社製品や印刷物、封筒、名刺などに防犯・
交通安全・少年非行防止等のスローガン等の掲載



※ 事件・事故の発生状況や安全・安心に関する各種情報は、愛媛県警察ホームページ

(<http://www.police.pref.ehime.jp/>)

や携帯サイト(モバイル愛媛県警)にも掲載されています。

i-mode、EZweb

Yahoo!ケータイ



2 ボランティア活動への支援等

街頭キャンペーンやイベント、防犯パトロールなど地域の自主的な防犯や交通安全、少年非行防止等のボランティア活動への参画（参加、企画）又は支援をしましょう。

安全で安心して暮らせる社会を築くには、地域社会における自主的なボランティア活動が大きな役割を果たすこととなります。「県民への安全・安心に関するアンケート」では、「時間がとれない」、「参加の方法がわからない」を多くの理由に、約8割の方々が防犯ボランティア活動に参加していないという結果となっています。

また、近年、ボランティア団体の数自体は増加の傾向にありますが、参加者の高齢化・固定化、ノウハウの偏在化、財政基盤の脆弱性などの問題が出ています。

そのため、現役世代で構成される事業者の方々が、積極的にボランティア活動への参画又は支援に努めていただき、企業の特性を生かした斬新な活動を行うとともに、就業者がボランティア活動に参加しやすい職場環境づくりをお願いします。

【 ボランティア活動への支援等の事例 】

① 自治体や各種団体などが実施する各種街頭キャンペーン・イベントへの参加



② 青色防犯パトロール団体（事業所）の立上げ又は参加、まもるくんの会社（店、車）への加入、子ども見守り活動への参加などの自主ボランティア活動への参画

③ 業務を通じた高齢者宅訪問時における、犯罪等被害防止（振り込め詐欺、交通事故防止等）のアドバイスの実施



④ 防犯や交通安全等のボランティアへの活動資機材、イベント等における啓発グッズや配布物品等の提供

⑤ 防犯や交通安全等のボランティアに対する活動支援金の提供



⑥ 運転免許自主返納高齢者への支援

⑦ 就業者に対するボランティア休暇の促進



（県警における活動強化日）

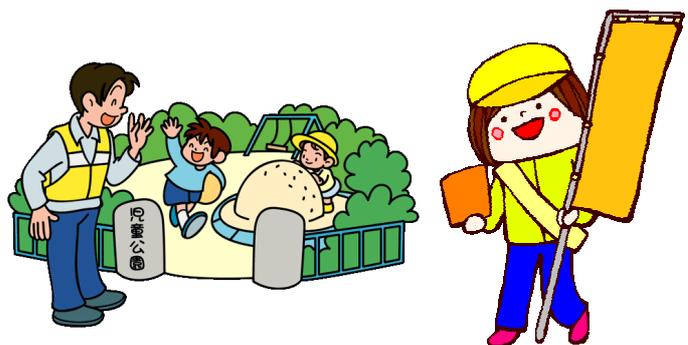
毎月 **5日**は、防犯の日

10日は、高齢者交通安全日

20日は、交通安全の日

（土・日・祝日に当たるときは、これらの翌日）

スクールゾーンパトロール



※ 民間の損害保険会社では、ボランティア活動中における万一の事故（負傷等）に備えた「ボランティア関係の保険（年間1人あたり100円～400円）」を取り扱っているところもあります。

3 安全・安心に配慮した環境づくり等

- 就業者等への教育・研修（防犯訓練や防犯・交通安全・暴力団排除の講習会など）に努め、犯罪をしない・させない気運の醸成を図りましょう。
- 軽い気持ちで手を染めてしまう万引きの防止対策（被害の全件届出、万引きをさせない店舗づくり）を推進しましょう。
- 少年への声かけ運動や健全育成のための職場体験、就労支援など少年に手を差し伸べる立ち直り支援に努めましょう。
- 事業所、店舗、駐車（輪）場や繁華街、公園、道路などの公共空間への防犯カメラや防犯灯などの設置等の環境対策のほか、不法ビラ及び不法投棄の撤去、落書き消し等の環境美化活動も推進しましょう。

事業所で犯罪が発生することは、事業者自身に損失を与えることはもちろん、その地域全体に不安を与えることになるため、事業者自身が犯罪に遭わないこと、起こさないことが大切です。そのため、職場内における教育や研修を推進して、犯罪をしない・させない気運の醸成を図りましょう。



社会問題化している万引きについては、これを安易に見すごすと行為者の規範意識がますます低下し、重大な犯罪に手を染めることにつながりかねないことから、被害の全件通報などその防止対策はとても重要です。

また、深刻化する少年非行を防止するため、積極的な声かけや健全育成のための職場体験、就労支援など少年に手を差し伸べる立ち直り支援をお願いします。

防犯カメラや防犯灯などは、公共空間等の安全を見守り、犯罪を許さない気運を醸成させるものです。そして、不法ビラの撤去等の環境美化は、軽く見られがちな社会の秩序を乱す違反や犯罪を許さないという姿勢を示すものです。それぞれの事業所で、環境対策に防犯の視点を織り込んだ、安全・安心に配慮した環境づくりを心がけましょう。

【 就業者等に対する教育・研修 】

- ① 防犯、交通安全、暴力団の排除や対応要領の講習会の開催
- ② 取引約款等への暴力団排除条項等の導入

【 万引き防止対策 】

- ① 万引き被害の全件届出
- ② 巡回や声かけ、防犯カメラ等による死角の解消など万引きをさせない店舗づくり

【 少年非行防止対策 】

- ① 少年への声かけ活動
- ② 職場体験、就労支援の実施

【 防犯に配慮した環境の整備 】

- ① 事業所の周辺や駐車場、道路等を撮影する外向きの防犯カメラの設置
- ② 繁華街、公園及び道路などの公共空間への防犯カメラや非常通報装置、防犯灯の設置支援
- ③ 不法ビラや不法投棄の撤去、花いっぱい運動、落書き消し、事業所や店舗周辺等の清掃活動などの環境美化活動の実施や参加



4 特異事案等の警察への通報

事件・事故の発生や犯罪の前兆事案、不審者に関する情報など（声かけ、つきまとい、徘徊等の不審情報のほか、徘徊高齢者、迷子など）を認知した場合、見て見ぬふりをすることなく、声かけや警察への通報をしましょう。

「県民への安全・安心に関するアンケート」では、犯罪を見たりした場合、ほぼ半数が警察に通報すると回答した反面、残りの半数弱は条件や場面によって通報する又は通報しないという結果となっています。

近年、社会の中には、見て見ぬふりや無関心など、他人への思いやりや責任感の低下による地域社会の連帯感や絆の希薄化が問題となっています。

そのため、それぞれの事業所において、日常の異常を見て見ぬふりをすることなく声かけや警察への通報を行い、

- 犯罪を安易に見過ごさない
- 小さな芽のうちに手を打つ
- 犯罪被害に遭いやすい犯罪弱者(高齢者・子ども・女性)を助け合う

などの取り組みをお願いします。

【警察への通報事例】

- ① 事件・事故の発生・目撃情報の通報
- ② 声かけ、つきまとい、のぞき、盗撮、徘徊、不審者（車）などの目撃情報の通報
- ③ 徘徊高齢者、傷病者、迷子などの要保護者



110番通報する時の主なポイント

事件や事故などを目撃した場合、気が動転してうまく話せない場合があると思います。110番を受理する通信指令課では、通報を受けた場合に次のような質問をしますから、落ち着いて要点を話してください。

- 1 **事件ですか、事故ですか？**
泥棒、交通事故、不審者、ケンカなど何があったかを簡単に言ってください。
- 2 **いつですか？**
今、〇分位前など、事件や事故などが発生した時間を言ってください。
- 3 **場所はどこですか？**
町名や近くの建物や店などの目標となる場所を言ってください。
- 4 **犯人の特徴と逃走方向、逃走方法を教えてください。**
犯人の、人数、性別・年齢・身長・体格・服装などの特徴、逃げた方向、逃走方法（車、バイク、徒歩など、車などの場合は、車種やナンバー、色など）
- 5 **被害の状況や事件・事故の状況、現場の様子を教えてください。**
負傷の有無や救急車の手配の必要性、様子など
- 6 **あなたのことを教えてください。**
事件・事故との関係、お名前、住所、電話番号など



第5 自主活動チェックシート

安全で安心なまちづくりに向けた自主活動について、事例を挙げた
「安全で安心なまちづくり自主活動チェックシート」

を作成しました。

事業所の業種や規模に合わせて、取り組みができるものをチェック
してください。できることから一つずつはじめてみませんか。

創意工夫を凝らした取り組みを進めていただきますとともに、ご協力
をお願いします。

※ 問い合わせは、警察本部生活安全企画課又は最寄りの警察署生活安全課へ

(参考)

【 割 れ 窓 理 論 】

1990年代アメリカのニューヨーク市で、犯罪抑止対策として「割れ窓理論」を取り入れ、地下鉄や街中の落書き消しが行われ、それによって犯罪が減ったといわれています。

「割れ窓理論」とは、アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリング博士により提唱されたもので、幾つものガラス窓のある建物の1枚のガラスが割れた場合、それを放置していると、その建物は管理されていないと思われ、次から次に窓ガラスが割られ、その建物全体が荒廃し、いずれ街全体が荒れてしまうという考えです。



つまり、例えばゴミのポイ捨てや落書きなど、一つの無秩序を放置すると、地域社会の秩序維持機能が弱まって、犯罪が増加・凶悪化するというもので、社会の小さなルール違反を見過ごすことが大きな犯罪を生むことにつながる、そのため早いうちにしっかり対応しようと説いています。

ニューヨーク市の対策は、街から落書きが消えると凶悪犯罪までも減少することを証明した取り組みです。ただ、犯罪が減少した理由は、単に落書きがなくなったことによるものだけではなく、落書きを消すという市民の日常的な行動と警察活動に加え、例え落書きでも許さないという姿勢が犯罪の減少の効果をもたらしたといわれています。

安全で安心なまちづくり自主活動チェックシート

1 広報・啓発活動（警察等から提供された安全・安心に関する情報の発信）

- 社内報、社内回覧板・掲示板、会報、広報紙(誌)への掲載
- メールマガジンへの掲載
- ホームページへの掲載
- 事業所や店舗などでのポスター、のぼり旗、横断幕、懸垂幕、看板の掲示
- 事業所が管理（運営）する電光表示板への表示
- 事業所や店舗などにおけるビラ、チラシの配布・掲出（カウンターやラックポケット等）
- 来訪者や顧客に対する防犯・交通安全グッズやチラシ等の配布
- 社内放送、店内放送の実施
- 新聞広告、テレビ・ラジオ広告、車両広告（車外看板、ラッピング、車内貼付）の実施
- ポスター、のぼり旗、横断幕、懸垂幕、看板、ビラ、チラシの作成、関係機関等への配布
- 自社製品や印刷物、封筒、名刺などに防犯・交通安全・少年非行防止等のスローガン等の掲載

2 ボランティア活動への支援等

- 自治体や各種団体などが実施する各種街頭キャンペーン・イベントへの参加
- 各種街頭キャンペーン・イベントの開催
- 青色防犯パトロール団体（事業所）の立上げ又は参加
- まもるくんの会社（店、車）への加入
- 子ども見守り活動への参加
- 業務を通じた高齢者宅訪問時における、犯罪等被害防止（振り込め詐欺、交通事故防止等）のアドバイスの実施
- 防犯や交通安全等のボランティアに対する活動資機材の提供
- イベント等における防犯・交通安全等の啓発グッズや配布物品などの提供
- 防犯や交通安全等のボランティアに対する活動支援金の提供
- 運転免許自主返納高齢者への支援
- 就業者に対するボランティアへの参加の呼びかけやボランティア休暇の促進

（裏面へ）

3 安全・安心に配慮した環境づくり

就業者等に対する教育・研修

- 防犯訓練の実施（強盗・不審者対応・かけこみ110番など）
- 警察官等を招致しての防犯、交通安全、暴力団の排除や対応要領の講習会の開催
- 警察官等を招致しての外国人就業者等に対する防犯、交通安全の講習会の開催
- 警察等が主催する各種講習会への担当社員等の参加
- 取引約款等への暴力団排除条項等の導入
- 事業用車両の安全運転モデル車（安全運転宣言車、シートベルト完全着用車など）の運用
- 就業者やその家族に対する防犯・交通安全グッズの配付、貸付、購入補助
- 事業所等のトップ（社長、店長等）から、就業者及びその家族に向けての交通事故防止や交通ルール遵守などの交通安全レターの送付

万引き防止対策

- 万引き被害の全件届出
- 巡回や声かけ、防犯カメラ等による死角の解消など万引きをさせない店づくり

少年非行防止対策

- 未成年就業者を対象とした各種講習会の開催
- 少年への声かけ活動
- 職場体験、就労支援の実施

防犯に配慮した環境の整備

- 事業所・店舗の周辺や駐車場、道路等を撮影する外向きの防犯カメラの設置
- 繁華街、公園及び道路などの公共空間への防犯カメラや非常通報装置、防犯灯の設置支援
- 不法ビラや不法投棄の撤去、花いっぱい運動、落書き消しなどの環境美化活動の実施や参加
- 事業所や店舗周辺等の清掃活動の実施
- 営業終了後の事務所・店舗等の室内灯や門灯の点灯

4 特異事案等の警察への通報

- 事件・事故の発生・目撃情報の通報
- 声かけ、つきまとい、のぞき、盗撮、徘徊、不審者（車）などの目撃情報の通報
- 徘徊高齢者、傷病者、迷子などの要保護者発見時の通報

(付 録) 警 察 機 関 一 覧 表

名 称	所 在 地	電 話 番 号
警察本部生活安全部 生活安全企画課	松山市南堀端町2番地2	089-934-0110
四国中央警察署	四国中央市三島中央五丁目4番20号	0896-24-0110
新居浜警察署	新居浜市久保田町三丁目9番8号	0897-35-0110
西条警察署	西条市新田133番地1	0897-56-0110
西条西警察署	西条市壬生川124番地1	0898-64-0110
今治警察署	今治市旭町一丁目4番地2	0898-34-0110
伯方警察署	今治市伯方町木浦甲4639番地1	0897-72-0110
松山東警察署	松山市勝山町二丁目13番地2	089-943-0110
松山西警察署	松山市須賀町5番36号	089-952-0110
松山南警察署	松山市北土居三丁目6番17号	089-958-0110
久万高原警察署	上浮穴郡久万高原町久万542番地4	0892-21-0110
伊予警察署	伊予市下吾川960番地	089-982-0110
大洲警察署	大洲市東大洲1686番地1	0893-25-1111
八幡浜警察署	八幡浜市広瀬二丁目1番5号	0894-22-0110
西予警察署	西予市宇和町卯之町四丁目659番地	0894-62-0110
宇和島警察署	宇和島市並松二丁目1番30号	0895-22-0110
愛南警察署	南宇和郡愛南町御荘平城2982番地2	0895-72-0110



みんなで作ろう
安全のまち





編集発行（平成 23 年）

愛媛県警察本部 生活安全部 生活安全企画課